

重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

利用者： 様

特定非営利活動法人 響喜
訪問看護ステーション ひびき

訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書（ 年 月 日現在）

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人 響喜
主たる事務所の所在地	〒370-0854 高崎市下佐野町638番地13
代表者（職名・氏名）	理事長 黒澤美穂
設立年月日	平成30年7月13日
電話番号	027-377-6354

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション　ひびき		
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護		
事業所の所在地	〒370-0844	高崎市和田多中町358-1　　1号	
電話番号	027-333-7508		
指定年月日	平成30年8月1日指定		
事業所番号	介護	1060290515	医療　　0290515
管理者の氏名			
サービス提供地域	高崎市、藤岡市、玉村町		

ご利用事業所の名称 （サテライト）	訪問看護ステーション ひびきぷらす		
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護		
事業所の所在地	〒370-3521 高崎市棟高町94-3		
電話番号	090-3965-0713		
指定年月日	平成30年8月1日指定		
事業所番号	介護	1060290788	医療 0290788
管理者の氏名			
サービス提供地域	高崎市、前橋市、吉岡町、榛東村、 渋川市（有馬・中有馬・下有馬・新田・半田）		

3. 営業日時

営業日	
営業時間	午前 9 時 ～ 午後 18 時 ※ただし、利用者様の希望に応じてサービス提供については、 24時間対応可能な体制を整えるものとします

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3 人	看護師	非常勤 4 人
准看護師	常勤 1 人	准看護師	非常勤 0 人

5. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者様が、居宅または特定施設において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。 その他関係法令及び本契約に従い、利用者様に対して看護のサービスを提供し、居宅において利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者様の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、健康保険法、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者様の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防等総合的なサービスの提供に努めます。

6. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者様について、看護師、准看護師が（以下「訪問看護職員」といいます）ご自宅を訪問して療養上のお世話や必要な診療の補助（特定行為を含む）を行うことにより、利用者様の療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を図るサービスです。

・ サービスの内容

- (1) 病状、障害の観察、健康相談（体温・血圧・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、介護指導、環境整備など）
- (2) 日常生活の看護（清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など）
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡などの医療処置、吸引、人工呼吸器管理・気管カニューレ管理・胃腸管理・在宅酸素管理・留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談）
- (4) 医師が特定行為対象者と判断し選定した場合は、手順書を発行した上で実践
- (5) 認知症の看護（日常生活・社会生活の支援、生活環境の調整、支援者の介護相談）
- (6) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (7) 住まいの療養環境の調整と支援
- (8) 苦痛緩和のケア
- (9) 終末期の看護
- (10) その他（家族の相談と支援、地域の社会資源の活用、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

7. サービス提供の担当者

利用者様へのサービス提供の担当職員（訪問看護職員）及びその管理責任者は下記のとおりです。担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当看護職員の氏名	（資格：看護師）
管理責任者の氏名	管理者

8. 利用料について

利用者様がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割または3割（令和1年10月から））です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護（介護保険）の利用料

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞ 当事業所 6級地 1単位＝10.42円

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 自己負担額1割の場合 （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 自己負担額2割の場合 （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 自己負担額3割の場合 （＝基本利用料の3割） ※（注2）参照
-----------------------	------------------	--	--	--

20分未満	3, 271円	328円	655円	982円
20分以上 30分未満	4, 907円	491円	982円	1, 473円
30分以上 1時間未満	8, 575円	858円	1, 715円	2, 573円
1時間以上 1時間30分未満	11, 753円	1, 176円	2, 351円	3, 526円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)	利用者負担金 (自己負担額 2割の場合)	利用者負担金 (自己負担額 3割の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供を行った場合	上記基本利用料の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
複数名 訪問加算 (Ⅰ)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2, 646円	265円	530円	794円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	4, 188円	419円	838円	1, 257円
複数名 訪問加算 (Ⅱ)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2, 094円	210円	419円	629円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3, 303円	331円	661円	991円
長時間 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3, 126円	313円	626円	938円

特別地域 訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の 15 %			
小規模事業所 加算	当事業所が特別地域に所在せず、 1月あたりの延べ訪問回数が10 0回以下の小規模事業所である 場合	上記基本利用料の 10 %			
中山間地域等 に の の サービス提供 加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全 域）において、 <u>通常の事業の実施 地域以外</u> に居住する利用者へサー ビス提供した場合	上記基本利用料の 5 %			
初回加算 Ⅰ	新規の利用者に対して、病院、診 療所等から退院した日に指定訪問 看護事業所の看護師が初回の訪問 看護を行った場合（1月につき） 初回加算（Ⅱ）を算定している場 合は算定しない	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算 Ⅱ	新規の利用者に対して、初回の訪 問看護を行った場合（1月につ き） 初回加算（Ⅰ）を算定している場 合は算定しない	3,126円	313円	626円	938円
退院時 共同指導加算	退院又は退所につき1回 （特別な管理を必要とする者の場 合2回に限り）	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時 訪問看護加算 Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者、その 家族等から電話等により看護に関す る意見を求められた場合に常時対応 できる体制にある（1月につき）	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時 訪問看護加算 Ⅱ	緊急時訪問における看護業務の負担 軽減に資する十分な業務管理等の体 制の整備が行われていること（1月につ き）	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算 Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に 対し、サービスの実施に関する計	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 Ⅱ	画的な管理を行った場合 （1月につき）	2,605円	261円	521円	782円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及 び人口膀胱ケアにかかわる専門の 研修を受けた看護師または特定行 為研修を修了した看護師が、訪問 看護の実施に関する計画的な管理 を行った場合（1月につき）	2,605円			
口腔連携強化 加算	口腔の健康状態の評価を実施し、 利用者の同意を得て、歯科医療機 関と介護支援専門医に対し評価の	521円			

	結果を情報提供した場合（１月につき）				
遠隔死亡診断 補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1,563円			
ターミナル ケア加算	利用者の死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に 居住する利用者等へ のサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%
業務継続計画未算定 減算	業務計画を策定し必要な措置を講じていることを明記していない場合	上記基本部分の1%
高齢者虐待防止措置 未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合	上記基本部分の1%

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【基本部分】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞ 当事業所 6級地 1単位＝10,42円

サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担額1割 の場合） （＝基本利用料 の1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （自己負担額2割の場合 ） （＝基本利用料の2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （自己負担額3 割の場合） （＝基本利用料 の3割） ※（注2）参照
20分未満	3,157円	316円	632円	948円
20分以上 30分未満	4,699円	470円	940円	1,410円
30分以上 1時間未満	8,273円	828円	1,655円	2,482円
1時間以上 1時間30分未満	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円

（注1）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担金 （自己負担額1割 の場合	利用者負担金 （自己負担額2割 の場	利用者負担金 （自己負担額3割 の場
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%			
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%			
複数名 訪問加算 （I）	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 （1回につき）	2,646円	265円	530円	794円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 （1回につき）	4,188円	419円	838円	1,257円

複数名 訪問加算 (Ⅱ)	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合 (1回につき)	2,094円	210円	419円	629円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,303円	331円	661円	991円
長時間 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合 (1回につき)	3,126円	313円	626円	938円
特別地域 訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本利用料の15%			
小規模事業所 加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%			
中山間地域等に 居住する者への サービス提供 加算	中山間地域(＝新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%			
初回加算 Ⅰ	新規の利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に指定訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合(1月につき) 初回加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しない	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算 Ⅱ	新規の利用者に対して、初回の訪問看護を行った場合(1月につき) 初回加算(Ⅰ)を算定している場合は算定しない	3,126円	313円	626円	938円
緊急時 訪問看護加算 Ⅰ	利用者の同意を得て、利用者、その家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある(1月につき)	6,252円	626円	1,251円	1,876円
緊急時 訪問看護加算 Ⅱ	緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること(1月につき)	5,981円	599円	1,197円	1,795円
特別管理加算 Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (1月につき)	5,210円	521円	1,042円	1,563円
特別管理加算 Ⅱ		2,605円	261円	521円	782円

専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門及び人口膀胱ケアにかかわる専門の研修を受けた看護師または特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（１月につき）	2,605円			
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関と介護支援専門医に対し評価の結果を情報提供した場合（１月につき）	521円			
遠隔死亡診断補助加算	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、在宅患者訪問診療（Ⅰ）の死亡診断加算を算定する利用者について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合	1,563円			
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前１４日以内に２回以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。）に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	・一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%
業務継続計画未算定減算	業務計画を策定し必要な措置を講じていることを明記していない場合	上記基本部分の1%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置（委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合	上記基本部分の1%

(3) 医療保険利用時の料金

診療報酬により計算

診療内容		算定回数等	診療点数
訪問看護管理療養費（月の初回の訪問）		1 回	7,670 円
訪問看護管理療養費Ⅰ（2 日目以降の訪問）		1 日につき	3,000 円
訪問看護管理療養費Ⅱ（2 日目以降の訪問）		1 日につき	2,500 円
訪問看護基本療養費Ⅰ（1 日につき）		週 3 日目まで	5,550 円
		週 4 日目以降	6,550 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一日に 2 人まで）		週 3 日目まで	5,550 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一日に 2 人まで）		週 4 日目以降	6,550 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一日に 3 人以上）		週 3 日目まで	2,780 円
訪問看護基本療養費Ⅱ（同一日に 3 人以上）		週 4 日目以降	3,280 円
訪問看護基本療養費Ⅲ		入院中 1 回につき	8,500 円
難病等複数回訪問看護加算		1 日に 2 回以上	4,500 円
難病等複数回訪問看護加算		1 日に 3 回以上	8,000 円
緊急訪問看護加算（主治医の指示による訪問）イ		月 14 日目(14 回目)まで	2,650 円
緊急訪問看護加算（主治医の指示による訪問）ロ		月 15 日目(15 回目)以降	2,000 円
長時間訪問看護加算		週 1 回	5,200 円
乳幼児加算（6 歳未満）		1 日につき	1,300 円
乳幼児加算（6 歳未満で厚生大臣が定める者）		1 日につき	1,800 円
複数名訪問看護加算	看護師	週 1 日まで	4,500 円
	准看護師	週 1 日まで	3,800 円
	看護補助者	週 3 日まで	3,000 円
	看護補助者（別に厚生労働大臣が定める場合）	1 日に 1 回	3,000 円
		1 日に 2 回	6,000 円
		1 日に 3 回以上	10,000 円
夜間・早朝訪問看護加算			2,100 円
深夜訪問看護加算			4,200 円
24 時間対応体制加算 イ		月 1 回	6,800 円
24 時間対応体制加算 ロ		月 1 回	6,520 円
特別管理加算Ⅰ		月 1 回	5,000 円
特別管理加算Ⅱ		月 1 回	2,500 円
退院時共同指導加算			8,000 円
特別管理指導加算			2,000 円
退院支援指導加算			6,000 円
退院支援指導加算（長時間の場合）			8,400 円
在宅患者連携指導加算		月 1 回	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		月 2 回	2,000 円
看護・介護職員連携強化加算		月 1 回	2,500 円
専門管理加算		月 1 回	2,500 円
訪問看護医療 DX 情報加算		月 1 回	50 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		月 1 回	780 円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）		月 1 回	10 円～500 円

訪問看護情報提供療養費 1	月 1 回	1,500 円
訪問看護情報提供療養費 2	月 1 回	1,500 円
訪問看護情報提供療養費 3	月 1 回	1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2		10,000 円
遠隔死亡診断補助加算		1,500 円

※保険証の負担割合、公費の種類により自己負担額は異なります

(4) その他のサービス加算料金

項目	基本料金
交通費(介護保険登録地域外)	訪問毎 250 円/日 (同日に複数回訪問した場合も 250 円/日とする。)
交通費(医療保険)	訪問毎 250 円/日 (同日に複数回訪問した場合も 250 円/日とする。)
死後の処置料(エンゼルケア)	20,000 円
営業日以外の訪問 ※定期訪問が必要と判断した方 ※緊急時は除く	3,000 円

(5) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	なし
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料は不要です。

(6) 支払い方法

上記（１）から（４）までの利用料（利用者様負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求致しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者様負担金の受領に関わる領収書等については、利用者様負担金の支払いを受けた後、当日から７日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください
現金払い	サービスを利用月の翌月末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、訪問ご利用日にスタッフへ現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合、独居の方の訪問時に連絡が取れない・安否確認が取れない時は事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族やご親族、相談員、居宅支援事業者等へ連絡を取り緊急時対応に努めていきます。

緊急連絡先 1	氏名 (続柄)	
	連絡先	
緊急連絡先 2	氏名 (続柄)	
	連絡先	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様の家族、主治医、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村、関連機関等へ連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者様または利用者様の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 027-333-7508 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます

	苦情相談窓口	電話番号
	群馬県国民健康保険団体連合会	027-290-1323
高崎市	高崎市役所 介護保険担当課	027-321-1111
前橋市	前橋市役所 介護高齢課	027-898-6132
安中市	安中市役所 介護保険窓口	027-382-1111
藤岡市	藤岡市役所 介護高齢課	0274-40-2292
吉岡町	吉岡町役場 健康福祉課	0279-54-4323
群馬町		

(3) 当法人が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

訪問看護ステーション名：訪問看護ステーションひびき

サテライト訪問看護ステーション名：訪問看護ステーションひびきぷらす

担当者：管理者

TEL：027-333-7508

携帯電話：090-3965-0713

※ご不明な点はお気軽にお尋ねください。

12. サービスの利用

(1) サービスの利用開始

居宅介護支援専門員や医療機関からの依頼、または直接対象者からの依頼などを受けご利用者およびご家族、主治医が訪問看護サービス利用に対して同意が得られている場合、お電話や面談にてご相談頂きサービス利用開始の手続きを行い開始していきます。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者様がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了2週間前までに文書で通知いたします。

③自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します）

- ・利用者が介護保険施設や医療施設に入院した場合（3か月以上）
- ・サービスを休止して3か月以上経過した場合
- ・利用者が亡くなられた場合

④その他

- ・入院、入所等により1か月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者様に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。
- ・当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者様は文書で中止を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

(3) サービスの提供を中止する場合

①利用者様が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず1か月以内に支払わない場合。

②利用者様やご家族などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合。

③他の利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は速やかにステーションに連絡してください。

④雪や台風による天候不良時には、利用者様の了解を得たうえで、訪問時間や訪問日の変更をする場合。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りしております。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

(4) その他、完全実費にてオプションプランもございます。

保険外サービスとなりますので詳細は担当者にお気軽にお問い合わせください。

(5) 保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の確認および複写をさせていただきます。

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています

虐待防止に関する責任者	理事長 黒澤美穂
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します

- (3) 苦情解決体制を整備しています

- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します

15. 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者様又は利用者様のご家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、

第三者には漏らしません。

- (2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者様又は利用者様のご家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。

- (3) 事業者は、利用者様及び利用者様のご家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議ならびに主治医との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

- (4) (1)に関わらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

16. 第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無 【無】

17. 加算の同意について

私が利用している訪問看護サービス利用の際に、状況に応じた保険の算定について、以下の加算について同意します。

介護保険

- ☐初回加算（Ⅰ）
- ☐初回加算（Ⅱ）
- ☐緊急時訪問看護加算（Ⅰ）
- ☐緊急時訪問看護加算（Ⅱ）
- ☐特別管理加算Ⅰ
- ☐特別管理加算Ⅱ
- ☐ターミナルケア加算
- ☐複数名訪問看護加算
- ☐長時間訪問看護加算
- ☐専門管理加算
- ☐口腔連携強化加算
- ☐遠隔死亡診断補助加算

医療保険

- ☐24 時間対応体制加算（イ）
- ☐24 時間対応体制加算（ロ）
- ☐緊急訪問看護加算（イ）
- ☐緊急訪問看護加算（ロ）
- ☐特別管理加算Ⅰ
- ☐特別管理加算Ⅱ
- ☐訪問看護ターミナルケア療養費
- ☐複数名訪問看護加算
- ☐複数回訪問看護加算
- ☐長時間訪問看護加算
- ☐退院時共同指導加算
- ☐特別管理指導加算
- ☐退院時支援指導加算
- ☐専門管理加算
- ☐訪問看護医療 DX 情報活用加算
- ☐ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ☐ベースアップ評価料（Ⅱ）
- ☐遠隔死亡診断補助加算

令和 年 月 日

事業者は、利用者様へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明致しました。

事業者所在地 高崎市和田多中町 358-1 1 号

事業者名 訪問看護ステーションひびき

〔サテライト〕 事業所所在地 高崎市棟高町 94-3

事業者名 訪問看護ステーションひびきぷらす

管理者 印

私は本書面に基づいて重要事項及び加算の説明を受け、訪問看護サービスの提供開始に同意致しました。

利用者氏名 印

署名代行者名 _____ 印 _____